

		イギリス	ドイツ	フランス	イタリア	スウェーデン	デンマーク	アメリカ	カナダ	オーストラリア	ニュージーランド	韓国	中国
スポーツ参加動向	実施状況	○実施している:42.5% 【内訳】 ・週3回以上(30分以上、中程度の強度):16.5% ・週3回未満(30分以上、中程度の強度):26% ○実施していない:57.5% (2010/16歳以上)	○実施している:69% 【内訳】 ・週5回以上:9% ・週3~4回:15% ・週3回未満(30分以上、中程度の強度):26% ○実施していない:31% (2010/16歳以上)	○実施している:89% 【内訳】 ・週5回以上:64% ・週1~4回:20% ・パカンス期間中だけ活動:5% ○実施していない:11% (2010/15歳以上)	○実施している:58.6% 【内訳】 ・スポーツを定期的に実施:20.1% ・スポーツを時々実施:10.1% ・身体活動を実施:28.4% ○実施していない:41.0%、無回答:0.4% (2006/3歳以上)	○実施している:90% 【内訳】 ・週5回以上:19% ・週3~4回:27% ・週1~2回:31% ・月1~3回:8% ・ほとんどしない:5% ○実施していない:10% (2008/7~70歳)	○実施している:89% 【内訳】 ・週5回以上:13% ・週3~4回:29% ・週1~2回:35% ・月1~3回:6% ・ほとんどしない:7% ○実施していない:11% (2007/16歳以上)	○実施している:74.6% 【内訳】 ・週150分以上、ややきつ以上:64.5% ・上記条件以下:10.1% ○実施していない:25.4% (2010/18歳以上)	○3kcal以上/体重1kg/日の身体活動:27.1% ○1.5~3kcal/体重1kg/日の身体活動:25.1% ○1.5kcal未満/体重1kg/日の身体活動:47.8% (2005/12歳以上)	○実施している:82.0% 【実施者に占める割合】 ・週5回以上:28.0% ・週3回以上:47.7% ・週1回以上:69.5% ○実施していない:18.0% (2009/15歳以上)	○実施している:96.0% 【内訳】 ・週1回以上:79.0% ・週1回未満:17.0% ○実施していない:4.0% (2007/16歳以上)	○実施している:54.7% 【内訳】 ・週2回以上(30分以上):41.5% ・週1回(30分以上):8.8% ・月2~3回(30分以上):4.4% ○実施していない:45.3% (2010/10歳以上)	○実施している:45.6% 【実施者に占める割合】 ・週5回以上:23.8% ・週3~4回:16.0% ・週1~2回:27.6% ・月1回以上週1回未満:18.7% ・月1回未満:13.9% ○実施していない:54.4% (2008/16歳以上、在学生除く)
	クラブ加入状況	○会員数:約1,004万人 ○加入率:23.9% (2010/16歳以上)	○クラブ数:9万1,148 ○会員数:2,377万1,372人 ○加入率:28.9% (2010)	○クラブ数:16万8,158 ○会員数:約1,678万人 (2008)	○クラブ数:6万1,526 ○会員数:400万2,040人 (2008)	○クラブ数:約2万7,000 ○会員数:約300万人 ○加入率:31.1% (2008/16~84歳)	○クラブ数:約1万6,000 ○加入率:約30%	○会員数:約4,150万人 (2007)	○加入率:17.5% (2005/15歳以上)	—	○加入率:34.9% (2007/16歳以上)	○クラブ数:9万7,815 ○会員数:308万5,879人 (2010)	—
スポーツ担当機関(中央行政組織)	スポーツ	文化・メディア・スポーツ省 (スコットランド行政府)平等とスポーツ庁(ウェールズ行政府)遺産省(北アイルランド行政府)文化・芸術・レジャー省	連邦内務省 他10省 ※地方の州政府が主として実施	スポーツ省	内閣府スポーツ局	文化省	文化省	保健福祉省 (スポーツ政策の一部に關与) ※地方の州政府が主として実施	民族遺産省 公衆衛生庁(保健省の外局)	保健・高齢化省	文化遺産省	文化体育観光部	国家体育総局
	障害者スポーツ	文化・メディア・スポーツ省	連邦内務省 連邦労働社会省	—	—	文化省社会保健省	—	—	—	—	—	—	—
	学校体育	教育省	連邦教育研究省	国民教育省	教育・大学・研究省	教育省	文部省	—	—	教育省	教育省	教育科学技術部	教育部
スポーツ担当機関(中央組織)	名称	UKスポーツ スポーツイングランド スポーツスコットランド スポーツウェールズ スポーツ北アイルランド	ドイツオリンピックスポーツ連盟(DOSB)	国立スポーツ・専門技術・競技力向上学院(INSEP) 民衆教育・スポーツセンター(CREPS) 国内リソース拠点(PRN)	イタリア国内オリンピック委員会(CONI)	スウェーデン・スポーツ連合(CONI)	チーム・デンマーク	アメリカオリンピック委員会(USOC)	スポーツカナダ	オーストラリア・スポーツコミッション(ASC)	スポーツ&レクリエーション・ニュージーランド(SPARG)	大韓体育会	中華全国体育総会
スポーツ関連法	名称	○人権法(1998) ○スポーツ競技場の安全に関する法律(1975) ○ロンドンオリンピックおよびパラリンピックに関する法律(2006)	○ドイツ連邦共和国基本法(1949)	○スポーツ法典(2006)	○イタリア国内オリンピック委員会に関する1942年2月16日の法律第426号(1942) ○1999年7月23日委任立法令第242号(いわゆるメランドリ法令)(1999)	○スウェーデン・スポーツ連合へのマネジメント情報提供に関する法律(1995)	○エリートスポーツ法(2004) ○アンチドーピング法(2004)	○オリンピック・アマチュアスポーツ法(1998) ○体育促進法(2000)	○身体活動・スポーツ法(2003)	○オーストラリア・スポーツコミッション法(1989) ○オーストラリア・アンチドーピング機構法(2006)	○スポーツ・レクリエーション・ニュージーランド法(2002) ○アンチドーピング法(2006)	○国民体育振興法(1962) ○体育施設の設置及び利用に関する法律(1989) ○スポーツ産業振興法(2007)	○中華人民共和国体育法(1995)
スポーツ関連予算(学校体育関連予算含まず)	金額	5億7,666万ポンド(2010) [749億6,500万円]	2億2,903万ユーロ(2009) [263億3,800万円]	8億6,650万ユーロ(2011) [996億4,800万円] 国立スポーツ振興センターの予算を含む	8,101万3,560ユーロ(2010) [93億1,656万円]	17億500万SEK(2011) [255億7,500万円]	7億9,100万DKK(2009) [134億4,700万円]	—	2億500万カナダドル(2010) [172億2,000万円]	6,200万豪ドル(2009) [50億8,400万円] ※2010年度の新しい政策に3億2,500万豪ドルを計上	6,191万NZドル(2009)[39億円]	2,135億ウォン(2009) [149億4,500万円]	25億4,038万ウォン(2010) [304億8,400万円]
	GDP	2兆2,474億ドル(2010)	3兆3,386億ドル(2009)	2兆7,507億ドル(2011)	2兆551億ドル(2010)	5,447億ドル(2011)	3,089億ドル(2009)	15兆2,270億ドル(2011)	1兆5,740億ドル(2010)	9,878億ドル(2009)	1,179億ドル(2009)	8,325億ドル(2009)	5兆8,782億ドル(2010)
スポーツ財源(政府予算以外)	運営組織名称	—	ドイツスポーツ援助財団	国立スポーツ振興センター(CNDS)	国家専売独立管理局	スウェーデンKJ公社	デンマークKJ公社	—	—	オーストラリア・スポーツ基金(ASF)	—	ソウルオリンピック記念国民体育振興公団	スポーツKJ管理センター
	種類	国営宝くじ	寄付、イベント、テレビKJ、スポーツ切手	宝くじ、スポーツKJ	スポーツKJ	スポーツKJ、宝くじ	スポーツKJ、宝くじ	—	—	基金、スポーツKJ	—	スポーツKJ	ゴルフ施設の入場料、宝くじ、競輪・競艇の収益金、スポーツKJ、基金の運用益等
税制上の優遇措置	有無	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり
	概要等	○地域アマチュアスポーツクラブの資産と運用資金に対する減税 ○アマチュアスポーツ団体の所得の免税・寄付税制の優遇措置	○公益的スポーツフェライン(クラブ)の経済活動が年3万5,000ユーロを超えなければ法人税、営業税は非課税 ○運動指導者など副業的な仕事で得た所得は年2,100ユーロまで免税	○スポーツ実践から生じた課税対象利益の控除 ○スポーツ事業・組織への寄付に対する減税 ○地域振興のためのスポーツ行事の収益に対する法人税の免除	○個人所得税の0.5%をスポーツ団体に割り当てる制度 ○イタリア国内オリンピック委員会の納税義務免除 ○スポーツ団体に対する税制上の措置 ○プロスポーツ活動に対する税制上の措置	○非営利法人の消費税(25%)免税 ○ボランティア組織の消費税(25%)免税	○アマチュアスポーツ団体の所得の免税・寄付税制の優遇措置	○児童フィットネス税額控除 ○中央スポーツ組織への寄付・贈与の税額控除	○児童フィットネス税額控除 ○中央スポーツ組織への寄付・贈与の税額控除	○社団法人を取得した地域スポーツクラブ等の所得税減免措置	○スポーツ団体に限らず、非営利法人の所得税の減免や寄付控除	○大韓体育会、国民体育振興公団に対する租税の減免等 ○国内法人の運動競技部設置時の法人税の一部控除(2年間) ○国際競技大会の誘致のための免税措置 ○スポーツ器材・装備品等に関する税金の還付・特別補助金等の支給	○文化・スポーツ業の場所提供に対する営業税免除 ○ピクニックスポーツイベントにおける税制優遇措置 ○寄付・寄贈に関する免税措置 ○スポーツ団体による事業収入の所得税控除 ○スポーツ器材・装備品等に関する税金の還付・特別補助金等の支給
スポーツ基本計画他	名称	○勝利を築く:スポーツの新時代(2008)	○ゴールドン・プラン(1960)の継続	スポーツ総合サービス計画(2002)	「スポーツ振興国家計画」指針検討中(2011)	○21世紀のスポーツ政策(1999)	○スポーツ・フォー・オール 結論と提案(2009)	○ヘルシー・ピープル2020(2010) ○アメリカのための全米身体活動計画(2010)	○連邦スポーツ政策(2002)	○オーストラリアスポーツ:成功への道(2010)	○SPARC戦略プラン(2009) ○地域スポーツ振興計画(2009)	文化ビジョン(2008)	中国体育事業第12期5か年計画(2011)
国内オリンピック委員会	組織名称	英国オリンピック協会(BOA)	ドイツオリンピックスポーツ連盟(DOSB)	フランスオリンピック・スポーツ委員会(CNOSF)	イタリア国内オリンピック委員会(CONI)	スウェーデンオリンピック委員会(SOC)	デンマークオリンピック委員会・スポーツ連合(DIF)	アメリカオリンピック委員会(USOC)	カナダオリンピック委員会(COC)	オーストラリアオリンピック委員会(AOC)	ニュージーランドオリンピック委員会(NZOC)	大韓体育会	中国オリンピック委員会(COC)
	予算	1,619万4,000ポンド(2008) [21億円]	—	1,260万8,800ユーロ(2011) [14億5,001万円]	4億6,217万ユーロ(2011) [531億4,967万円]	4,000万SEK(2007) [6億円]	3億3,900万DKK(2009) [57億6,000万円]	1億3,550万米ドル(2009) [115億1,750万円]	1,692万9,000カナダドル(2009) [14億2,200万円]	1,633万1,425豪ドル(2009) [13億3,900万円]	3,500万NZドル(2009) [22億500万円]	1,391億9,400万ウォン [97億4,400万円]	—
障害者スポーツ	障害者スポーツ団体	○英国パラリンピック委員会 ○英国切断者肢体不自由者スポーツ協会 ○英国車いすスポーツ協会 ○英国脳性まひスポーツ協会 ○英国知的障害者スポーツ協会 等	○ドイツ障害者スポーツ連盟(DBS) ○ドイツパラリンピック委員会 等	○フランス障害者スポーツ連盟(FFH) ○フランスアダプティッドスポーツ連盟(FFSA) ○フランスろう者スポーツ連盟(FSSF) 等	○イタリアスポーツ・フォー・オール連合(UISP) ○イタリアパラリンピック委員会(CIP) ○イタリアスペシャルオリンピックス(SOI) ○プロジェクト・フィリッド 等	○スウェーデン障害者スポーツ協会(SHIF) ○スウェーデンパラリンピック委員会(SPK) ○スウェーデンろう者スポーツ協会(SDI) 等	○デンマーク障害者スポーツ連盟(DHIF) ○デンマークろう者スポーツ協会(DDI) ○デンマーク労働者スポーツ協会(DAI) 等	○アメリカオリンピック委員会 パラリンピック専門部署 ○全米車いす・立位障害者スポーツ協会 ○全米障害者スポーツ協会 ○全米ろう者スポーツ協会 ○全米視覚障害者競技選手協会 ○全米聴覚障害者スポーツ連盟 ○スペシャルオリンピックス 等	○カナダ障害者アクティブリビング連合(ALACD) ○カナダパラリンピック委員会 ○スペシャルオリンピックスカナダ ○カナダ聴覚障害者スポーツ協会 等	○オーストラリアパラリンピック委員会 ○オーストラリア視覚障害者スポーツ連盟 ○オーストラリア知的障害者スポーツ・レクリエーション協会 ○オーストラリア障害者スポーツ協会 ○スペシャルオリンピックスオーストラリア等	○ニュージーランド・パラリンピック委員会 ○知的障害者スポーツ協会 ○視覚障害者スポーツ協会 ○聴覚障害者スポーツ協会 ○ヘルベルグトラスト 等	○大韓障害者体育会 ○韓国パラリンピック委員会 等	○中国障害者連合会 ○中国障害者体育協会 ○中国パラリンピック委員会 ○中国ろう者体育協会 ○中国スペシャルオリンピックス委員会 等
	振興関連法	○障害者差別禁止法(1995) ○ロンドンオリンピックおよびパラリンピックに関する法律(2006)	○ドイツ連邦共和国基本法改正(1994) ○障害者平等化法(2002)	スポーツ法典(2006)	スポーツ活動の健康保護に関する法律(1971)	○社会サービス法(2001) ○重度障害者に対する特定の機能障害者に対する援助およびサービスに関する法律(1993) ○アシスタント補償法(1993)	○社会サービス法(1980)	○障害をもつアメリカ人法(1990) ○オリンピック・アマチュアスポーツ法(1998)	○カナダ人権法(1985) ○身体活動・スポーツ法(2003)	○障害者サービス法(1986) ○障害者差別禁止法(1992)	○障害者コミュニティ福祉法 ○事故のリハビリテーションおよび補償に関する保険法 ○保健および障害者サービス法 ○人権法 ○障害者雇用促進法	○国民体育振興法 ○障害者差別禁止及び権利救済等に関する法律 ○障害者福祉法	○中華人民共和国憲法 ○中華人民共和国障害者保障法 ○中華人民共和国体育法
	優先施設の有無	あり	健全者との区別なし	あり	あり	あり	なし	あり	あり	健全者との区別なし	なし	あり	あり
代表的な施設(障害者優先)	○アスバイアショナルトレーニングセンター	—	○国立スポーツ・専門技術・競技力向上学院(INSEP) ○「スポーツと障害者」拠点(PRNH)	○パラリンピックスポーツ準備センター(CASP)設置予定	○スウェーデン障害者スポーツ振興施設	—	○レイクショア財団施設	○パラエティ・ビレッジ・スポーツトレーニング・フィットネスセンター	—	—	—	○韓国バラスポーツトレーニングセンター	○中国障害者体育運動管理センター
ナショナルスタジアム	有無	あり	なし	あり	あり	なし	なし	なし	なし	なし	なし	あり	あり
	代表的な施設	○ウェンブリー・スタジアム	—	○フランス・スタジアム	ローマオリンピック・スタジアム	—	—	—	—	—	—	○ソウルワールドカップ競技場 ○釜山アジアド競技場	○北京ナショナルスタジアム(北京国家体育場) ○国立水泳センター(国家泳泳中心:水立方)
ナショナルトレーニングセンター	有無	あり	なし	あり	あり	あり	なし	あり	あり	あり	あり	あり	あり
	代表的な施設	○ビシャム・アビー ○クリスタルパレス ○リレシャル ○英国スポーツ研究所(EIS)	—	○国立スポーツ・専門技術・競技力向上学院(INSEP)	○フォルミア・オリンピックセンター ○スキオ・オリンピックセンター	○ボースン・スポーツセンター	—	○コロラドスプリングス(U.S. Olympic Training Center - Colorado Springs)	○カルガリースポーツセンター	○オーストラリア・スポーツ研究所(AIS) ○オリンピック冬季種目トレーニングセンター(LOWI) ○ヨーロッパ・トレーニングセンター(ETC)	○ニュージーランド・スポーツアカデミー ○カラピロートセンター	○秦陵トレーニングセンター ○太白トレーニングセンター ○鎮川トレーニングセンター(建設中)	○国家体育総局秦皇島トレーニングセンター ○郴州スポーツトレーニングセンター
	施設数	5カ所	—	—	5カ所	—	—	4カ所	7カ所	3カ所	2カ所	3カ所	14カ所